



暮らし

公共施設

市政

観光・史跡

事業者向け

ホーム > 報道発表資料 > 土壌の基準超過が報告されました。

ガイドナビを開く

シェアする 0

ポスト



土壌の基準超過が報告されました。

最終更新日令和7年4月16日 | ページID 041630



本日、長坂光司氏から、記載の所有地について自主調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨の報告がありました。
この調査は、解体工事に伴い行われたものです。
調査の結果、鉛及びその化合物が、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）に規定する土壌溶出量基準を超過しました。
なお、県条例に規定する同物質の地下水基準の超過はありませんでした。
概要は、以下のとおりです。

1 報告内容

- (1) 報告者
長坂光司
- (2) 報告年月日
令和6年9月11日（水曜日）
- (3) 調査対象地
井田西町1番地9
- (4) 調査項目
鉛及びその化合物
- (5) 土壌調査結果
対象地の一部において、鉛及びその化合物が、次のとおり県条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壌溶出量基準	超過区画数／調査区画数
鉛及びその化合物	最大0.016mg／リットル（1.6倍）	0.01mg／リットル以下	3／4

注1：（ ）内は、土壌溶出量基準に対する倍率
注2：区画とは調査対象地を10メートル格子で分割したものの

- (6) 地下水調査結果
地下水の基準超過はありませんでした。

2 現在の状況

汚染が判明した土地はコンクリート舗装等で覆われているため、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡大のおそれはありません。

3 今後の措置

汚染土壌については、土地所有者において掘削除去される予定です。

4 市の対応

土地所有者に対し、適切に措置を実施するよう指導していきます。

5 連絡先

長坂光司
電話番号 0564-21-1512

関連資料

- 20240911添付(PDF形式 128キロバイト)

PDFファイルの閲覧には、Adobe Reader(新しいウィンドウが開き、岡崎市のサイトを離れます)が必要です。

お問い合わせ先

担当部署：環境部環境保全課
電話番号：0564-23-6194

ホーム > 報道発表資料 > 土壌の基準超過が報告されました。



岡崎市役所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地(地図・アクセス) | 代表電話番号 0564-23-6000 | FAX番号 0564-23-6262
開庁時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、12月29日～1月3日を除く)
※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

» 連絡先一覧

» 施設一覧